

年　月　日  
(年は西暦で記入のこと)

## 東京都スキー連盟 公認競技会(アルペン) 公認申請書

注) 1開催日(競技)について、それぞれ申請書が必要です。

申請クラブ名称・代表者名

(印)

1) 公認を申請する大会の名称

--	--

\* 東京都選手権との共同開催希望の場合は、○○大会(兼)東京都選手権として申請

2) 主催団体等 ① 主催団体の名称  
② 都連団体No.  
③ 主管団体に名称  
④ 協力団体の名称


3) 大会日程等 ① TCM予定日  
(予定) ② 競技予定日

	種目	
	本数	

<特記事項があれば記載>

--	--

4) 開催場所を大会予定コースの概要

①: スキー場の名称  
②: コースの名称等

--	--

種目

コースの名称

SAJ公認番号

--	--	--

\* 公認コース以外の場合は「なし」

③: ②のコースがSAJ公認コース以外の場合は記載のこと

\* 東京都スキー連盟競技会公認規定の基準に満たない申請の場合は、承認されない場合があります。

A スタート地点標高  
B ゴール地点標高  
C 標高差(②-①)  
D コース全長

m	E コース幅 (最大)	m
m	(最小)	m
m	F 斜度 (最大)	度
m	(平均)	度

5) 大会要項の概要

\* 大会要項案を添付で出来る場合は省略可

(組別、参加予定人数等を記載)…行の追加可

--	--

## 6) 予定されている主要役員の概要

職務	氏名	資格	職務	氏名	資格

\* 技術代表については、有資格者を都連より指名し派遣する

\* レフリー、セッターの資格は、SAJ公認 B級セッター、SAT A級公認セッター以上であること

\* 計時計算係長(またはセクレタリー)は、SAJ公認計算委員であることが望ましい

	予定人数
コース係の人数	
旗門審判員の人数	

## 7) 確認事項

支障がないと判断できるものに✓マークを入れること

- 1) 大会役員や関係者の事故を十分にカバーできる傷害保険に加入しているか？
- 2) 大会関係者は競技規則(ICR)を理解し、ルールに基づいた大会運営が可能か？
- 3) 安全対策(現地パトロールとの連携、AEDの準備、負傷者の移動手段等)は万全か？
- 4) 安全ネット(原則はBネット)、防護マット類は適切に準備されているか？
- 5) 選手、役員が移動する設備(リフト等)は、大会運営に支障なく運行が可能か？
- 6) 国内の電波法規に準じ、適切な大会運営が可能な無線機の準備が可能か？
- 7) 公式記録はSAT大会書類保管基準に従い、指定する電子ファイルにて提出が可能か？
- 8) 1コースにつき、2系統以上の計時システムを備えているか？
- 9) 適切なアナウンス設備、公式掲示板が準備されているか？

Yes=✓


…以下余白…

年　月　日  
(年は西暦で記入のこと)

## 東京都スキー連盟 公認競技会(アルペン) 公認申請書

注) 1開催日(競技)について、それぞれ申請書が必要です。

申請クラブ名称・代表者名

SATスキークラブ  
会長 ○○ ○○

印

1) 公認を申請する大会の名称

第1回 ○○アルペングループ選手権

\* 東京都選手権との共同開催希望の場合は、○○大会(兼)東京都選手権として申請

2) 主催団体等 ① 主催団体の名称  
② 都連団体No  
③ 主管団体に名称  
④ 協力団体の名称

○○スキークラブ
1000
○○スキークラブ
XX高原スキークラブ

3) 大会日程等 ① TCM予定日  
(予定) ② 競技予定日

2018年1月1日
2018年1月2日

種目	大回転
本数	2本

<特記事項があれば記載>

4) 開催場所を大会予定コースの概要

①: スキー場の名称

XX高原スキー場

②: コースの名称等

種目

コースの名称

SAJ公認番号

大回転

XX高原大回転コース

SAJ30-GS-○○/○○

\* 公認コース以外の場合は「なし」

③: ②のコースがSAJ公認コース以外の場合は記載のこと

\* 東京都スキー連盟競技会公認規定の基準に満たない申請の場合は、承認されない場合があります。

A スタート地点標高

1,450

m

E コース幅 (最大)

60

m

B ゴール地点標高

1,200

m

(最小)

40

m

C 標高差(②-①)

250

m

F 斜度 (最大)

20

度

D コース全長

950

m

(平均)

15

度

5) 大会要項の概要

\* 大会要項案を添付で出来る場合は省略可

(組別、参加予定人数等を記載)…行の追加可

・成年男子組 100名  
・成年女子組 30名  
・マスターズ男子組 30名  
・マスターズ女子組 10名

・オープン男子組(SAT公認外) 20名  
・オープン女子組(SAT公認外) 10名  
(計200名)

## 6) 予定されている主要役員の概要

職務	氏名	資格	職務	氏名	資格
競技委員長	○○ ○○		計時計算係長	○○ ○○	SAJ計算委員
レフリー(男子)	○○ ○○	SAJ-B	セクレタリー	○○ ○○	
レフリー(女子)	○○ ○○	SAT-A			
コースセッター(女子)	○○ ○○	SAT-A			
コースセッター(男子)	○○ ○○	SAJ-B			

\* 技術代表については、有資格者を都連より指名し派遣する

\* レフリー、セッターの資格は、SAJ公認 B級セッター、SAT A級公認セッター以上であること

\* 計時計算係長(またはセクレタリー)は、SAJ公認計算委員であることが望ましい

	予定人数
コース係の人数	10
旗門審判員の人数	15

## 7) 確認事項

支障がないと判断できるものに✓マークを入れること

- 1) 大会役員や関係者の事故を十分にカバーできる傷害保険に加入しているか？
- 2) 大会関係者は競技規則(ICR)を理解し、ルールに基づいた大会運営が可能か？
- 3) 安全対策(現地パトロールとの連携、AEDの準備、負傷者の移動手段等)は万全か？
- 4) 安全ネット(原則はBネット)、防護マット類は適切に準備されているか？
- 5) 選手、役員が移動する設備(リフト等)は、大会運営に支障なく運行が可能か？
- 6) 国内の電波法規に準じ、適切な大会運営が可能な無線機の準備が可能か？
- 7) 公式記録はSAT大会書類保管基準に従い、指定する電子ファイルにて提出が可能か？
- 8) 1コースにつき、2系統以上の計時システムを備えているか？
- 9) 適切なアナウンス設備、公式掲示板が準備されているか？

Yes=✓

✓
✓
✓
✓
✓
✓
✓
✓
✓
✓

…以下余白…

# 一般財団法人東京都スキー連盟競技会公認規程(抜粋)

2018年改訂版

## (公認の申請)

第2条 この規程に定められた水準以上の競技会の開催実績のある加盟団体は、本連盟に対して所定の申請書類により公認を申請することができる。

## (公認の条件)

### 第3条

一 公認を申請する競技会は、原則として各種目とも公益財団法人全日本スキー連盟(以下「SAJ」という。)で公認されたコース、もしくは最新の競技規則(ICR)で規定された条件を満たしたコースでの開催であること。

二 公認大会(ポイント対象大会)としての成立条件を以下の通りとする。

#### <大回転競技>

・最低標高差を250mとし、1本レースの実施で成立する。

・250mに満たないコースの場合は、150m以上のコースで2本レースの実施で成立する。

#### <回転競技>

最低標高差を120mとし、2本レースの実施で成立する。

三 参加選手は原則として本連盟競技者登録者であること。

## (申請の手続き)

### 第4条

申請は所定の申請書の各項目をもれなく記載のうえ、毎シーズン前6月30日までに、本連盟宛必着するよう提出しなければならない。

## (申請の承認)

### 第5条

一 競技本部はこの規程に基づき、7月中旬までに本規程に合致することの審議を完了しなければならない。

2 競技本部長は、競技本部の審査に基づき、競技会の公認を7月31日までに決定し、理事会に報告しなければならない。

3 競技本部長は、公認の決定を申請加盟団体に速やかに通知するとともに、加盟各団体に対して、公認された大会の一覧表を送付する。

## (開催日の予定)

### 第6条

申請する競技会の開催日については、本連盟の了解を得ることとし、本連盟主催の行事と同一の開催は認めない場合がある。

## (競技役員)

### 第7条

競技役員は競技開催に必要な経験と能力を持った人材によって編成され、技術代表はSAT公認技術代表でなければならず、主審・セッターはSAJ公認セッター、またはSAT公認A級セッター以上の有資格者が望ましい。役員の資格は原則として所定の研修会等を受講した有効な資格でなければならない。参加選手の役員兼務は禁止する。

## (新規競技会の公認判定)

第8条 競技本部長は、新規競技会の公認申請があった場合には、アルペン部会に対して、申請のあった競技会を事前に視察し、判定を行う事を命じることが出来る

2 前項の判定にあたっては、この規程の条件が全て満たされ、かつ競技会がSAJ公認競技会と比べて同等なレベル・運営であることを判定の基準とするべきである。

3 アルペン部会は、判定結果を競技本部長に報告しなければならない。

変更なし

## (公認の取消し)

第9条 予定条件により公認された競技会でも、実施に当ってその条件を満たさない場合は、公認を取消される場合がある。

## (連盟の指導、援助)

第10条 本連盟は、公認された競技会について、次の指導、援助を行う。

一 本連盟の役員を派遣し、第8条第2項の基準による運営を管理するとともに、運営の円滑化のための指導、協力をを行う。

二 派遣役員は、本連盟役員及び競技本部専門員とし、競技本部が人選し競技本部長が委嘱

三 派遣役員は、技術代表とする。

四 派遣役員の旅費は、本連盟で負担する。

(開催の告示)

第11条 公認された競技会の開催団体は、加盟団体に対し競技要綱を申込締切日1ヶ月前までに通知しなければならない。

(実施上の留意)

第12条 競技実施に当って公正を期するため次の事項を遵守すること。

一 スタート順の抽選(ドロー)等は派遣役員の立合い、又は指示・了承のうえで行い、シードその他は最新の競技規則(ICR)に準ずる。

二 競技会は、本規程、及び事前に公示された内容を除き、原則として最新の競技規則(ICR)を遵守する。

(開催後の処理)

第13条 公式記録(レースリザルト、その他必要な報告書等)、及び指定する電子ファイル等は、SAT大会書類保管基準に従い提出、保管すること。

(記録の効果)

第14条 公式記録はアルペン競技ではポイント算出のデータとして取扱う。

(追則)

不要(12条に記載)

(雪不足等における処置)

第15条

一 雪不足等において申請通りの内容で大会が実施出来ない場合、当該大会の技術代表の判断で公認大会として暫定開催をすることが出来る。

二 大会の成立、ポイントの付与等に関しては、シーズン終了後にアルペン部会にて審議し決定する。

…以下余白…